

第 30 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 1 月 5 日（月）午後 4 時 0 0 分より、J A にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
		12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

5	森 千尋		

その他の出席者（4名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 名

議案

議案第 6 8 7 号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第 6 8 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 8 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

報告第 3 0 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第30回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、7番 柳瀬委員、14番 吉田委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第687号、農用地利用集積等促進計画案について、を議題に供し
ます。事務局説明願います。

事務局 　議案第687号、農用地利用集積等促進計画案について、説明させてい
たきます。

当該案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第1項の規
定により作成され、同法19条3項により市農政当局から意見照会のあつ
た ものでございます。

別に配布しております、「令和7年度 5号 農用地利用集積等促進計
画（農地売買等事業）」をご覧ください。

これまで、貸借を主とした農用地利用集積等促進計画ですが、令和7年
4月から売買についても可能となりました。

中間管理機構が4月から開始した農地売買等事業によるものです。

農地の貸し借りのみならず、売買においても「農地中間管理機構」が農
地の中間受け皿となり、農地を機構が買い受け、意欲のある担い手に対し
て、農地をまとまりのある形で利用できるよう配慮して、売り渡します。

今回お示しする、農用地利用集積等促進計画を県が公告することによ
り、貸借や所有権移転等の権利関係の効力が発生します。

なお、農地であればどのような農地でもよいということではなく、制度
上の要件もあり、あくまでも担い手が取得を希望する場合に活用できる制
度であると、機構から説明を受けております。

また、この制度により権利設定できる土地は、原則、市街化区域以外の
農地となっております。

なお、岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構
として県の指定を受けております。

売買事業により所有権を移転する農地の一覧をご覧ください。

左から、農地中間管理機構により所有権移転が行われる土地につきましては、農地中間管理機構を介して、所有権の移転が行われる土地の所在、地目、面積、固定資産評価額が記載されております。

次に、農地中間管理機構が所有権を移転する者の欄につきましては、売り主の氏名、住所が記載されております。

真中の、所有権移転の条件等につきましては、売り主から機構が取得する際の、利用目的、対価等が記載されております。

次に、農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者の欄につきましては、買い主の氏名、住所が記載されております。

一番右側の、所有権移転の条件等につきましては、機構から買い主が取得する際の、利用目的、対価等が記載されております。

ご覧の条件で、農地が売主から、一旦、農地中間管理機構を介して、買主である担い手へ売り渡される計画です。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案に対する当委員会の意見につきましては、市農林課を通じて農地中間管理機構に提出し、当該計画は、県に於いて認可され、公告される予定です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 促進計画による農地の売買は、今回が初めてのケースですが、隣接地を耕作している方ですか？

事務局 隣接地を耕作しているかは分かりかねますが、買主は地域計画に位置付けられており、当該地域で1町歩以上耕作している担い手です。

委員 売買については、お互いが合意できているのですか。

事務局 代金が発生する案件ですから、事前に金額等双方合意済でございます。

委員 この制度を利用できる条件はどんなものがありますか。

事務局 買い主については、地域計画に位置付けられているものであるとか、土地については、農振農用地内であるとか、抵当権等の権利設定がされてないことなどが条件となります。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第688号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第688号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

6件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,590㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、99㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、350㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、836㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、6筆合わせて、5,940㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,169㎡で、ご

ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第689号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第689号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

1件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、233㎡で、農家住宅（物置、庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんとする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第30号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第30号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、466㎡で、貸資材置場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、15件申請されています。

2番、所有権移転によります、畑、241㎡で、一般個人住宅でござい
ます。

3番、所有権移転によります、田、970㎡で、物流業資材置場で
ございます。

4番、所有権移転によります、畑、218㎡で、貸倉庫でござい
ます。

3ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、田、畑、4筆合わせて、849㎡で、
分譲宅地でございます。

6番、所有権移転によります、田、1,638㎡で、分譲宅地でござ
います。

7番、所有権移転によります、畑、65㎡で、一般個人住宅(庭)
でございます。

- 8番、所有権移転によります、畑、259㎡で、一般個人住宅でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、130㎡で、一般個人住宅でございます。
- 10番、所有権移転によります、田、711㎡で、一般個人住宅でございます。
- 11番、所有権移転によります、田、450㎡で、宅地分譲でございます。

4ページをお願いします。

- 12番、賃貸借権によります、田、1,431㎡で、有料老人ホームでございます。
- 13番、使用貸借権によります、田、437㎡で、一般個人住宅でございます。
- 14番、所有権移転によります、田、843㎡で、建設業駐車場でございます。
- 15番、所有権移転によります、田、34㎡で、一般個人住宅でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、285㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 17番、田、2筆合わせて、1,113㎡でございます。

5ページをお願いします。

- 18番、田、5筆合わせて、3,282㎡でございます。

19番、田、2筆合わせて、2,992.44㎡でございます。

20番、田、3筆合わせて、2,933㎡でございます。

21番、田、10筆合わせて、11,329㎡でございます。

22番、田、938㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後4時19分閉会